

飯 監 第 7 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和 2 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

令和2年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 令和2年度 実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15.00	
②連結実質赤字比率	—	20.00	
③実質公債費比率	10.4	25.00	
④将来負担比率	60.3	350.00	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていないが今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていないが、今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

③ 実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は令和元年度に比し1.71ポイント低下し、令和2年度(3カ年平均)の実質公債費比率は10.4%となっており、昨年度と比較すると0.9ポイント低下している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが引き続き財政健全化に努めること。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は60.3%となっており、昨年度と比較すると5.4ポイント上回っている。

早期健全化基準を下回っているが、町債残高が6年連続して増加していることに留意されたい。

町債残高は昨年度より340百万円余増加し、総額10,893百万円余となっている。

(3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の実質公債費比率の将来推計によると、今後数年間は実質公債費比率が減少傾向にあるが、その後上昇傾向に転じ健全団体の目安とされている18%に近づくと推計されている。

町債の繰上償還を引き続き実施するとともに地方債発行の抑制、平準化、経費の徹底した削減等を図り、引き続き財政の健全化に努められたい。

令和2年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 算定対象会計
 - 病院事業会計
 - 簡易水道事業会計
 - 下水道事業会計
- (2) 令和2年度 資金不足比率
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

(単位：%)

区分	令和2年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	—	20.0	
簡易水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和2年度決算に基づく公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。

今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。